

2022年5月23日

職員各位

事務長 橋本貴夫



2021年度特定処遇改善加算手当の支給について（通達）

2021年度特定処遇改善加算手当は2022年5月31日(火)に支給されます。

その内容等に就きましては下記の通りです。

加算対象期間は2021年4月1日から2022年3月31日、支給対象者は

本年5月31日の時点で在籍している職員で、下記基準を満たしている者。

但し、年俸額面金額が440万円以上となる他職種職員及び営繕・警備職員は対象外となります。

尚、下記金額は、税金、法定福利費等控除前の平均額面金額です。

記

(A) 経験・技能のある介護職員支給額 平均 260,000 円

基準：介護福祉士、通算介護経験年数8年以上、ゆとりあ正規雇用後  
1年以上、常勤夜間勤務者に限る。

(B) その他の介護職員 平均 157,997 円

基準：上記以外の介護職員。正規雇用期間、勤務日数、資格の有無。

尚、非常勤職員に対しても支給される。

(C) その他職員

平均 76,364 円

基準：正規雇用期間、勤務日数、資格等の要件による。

尚、同日に併せて、永年勤続一時金も支給します。(対象者のみ)

以 上